

前回中央建設業審議会審議事項の 対応状況について【報告】

令和4年6月21日
不動産・建設経済局

1. 公共工事標準請負契約約款の改正について

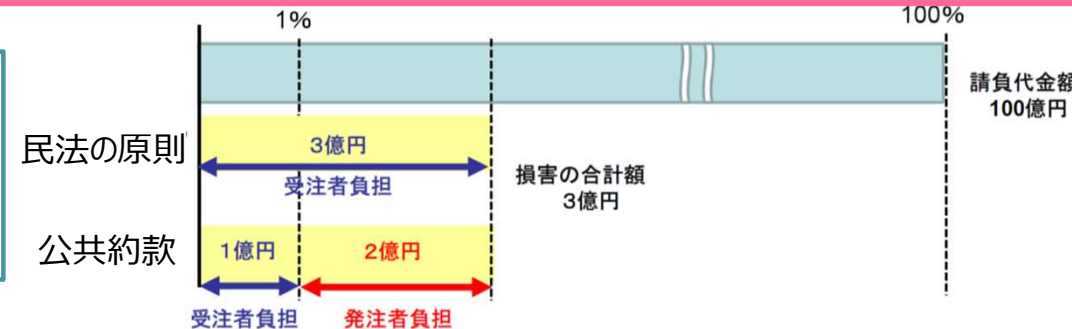
公共工事標準請負契約約款第30条（不可抗力による損害）の改正

令和4年5月18日：中建審決定・勧告
令和5年4月1日：施行

建設産業は、災害時には、復旧工事等、最前線で地域の守り手としての役割が求められている。
災害が頻発化・激甚化する近年において、地域の建設企業が安心して災害復旧工事を受注することのできる環境を整え、災害復旧を円滑に進めるため、**2次災害による損害発生時の受注者負担をゼロとし、全額発注者負担に。**

改正前

- 民法の原則では、不可抗力による損害は全額受注者負担。
- 公共約款においては、民法の考え方を転換し、受注者が請負代金額の1/100を負担し、残りを発注者が負担する旨規定。



課題

- 災害復旧工事は2次災害など工事自体に一定のリスクが存在するが、緊急性が高く、リスクが高い中でも施工する必要。
 - 受注者は24時間体制での対応が求められることや、人材・資機材の確保が平時に比べ困難であることなどから負担が大きい。
- ⇒このような中、引き続き受注者に1%負担を求めた場合、災害復旧工事の受注意欲の減退を招きかねないだけでなく、「地域の守り手」としての建設業の存続にも支障をきたす可能性。
- 発注者側としても、災害復旧工事を受注しやすい環境の整備・建設業の持続可能性の確保が必要。

【災害復旧工事中に不可抗力により被災した事例】



改正内容

- 「災害応急対策又は災害復旧に関する工事（※）」中の**2次災害（不可抗力）による損害**については、受注者が善管注意義務を果たしていることを前提に、1/100の受注者負担を求めないこととする。

（※）「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の具体的内容（対象工事として以下を想定）

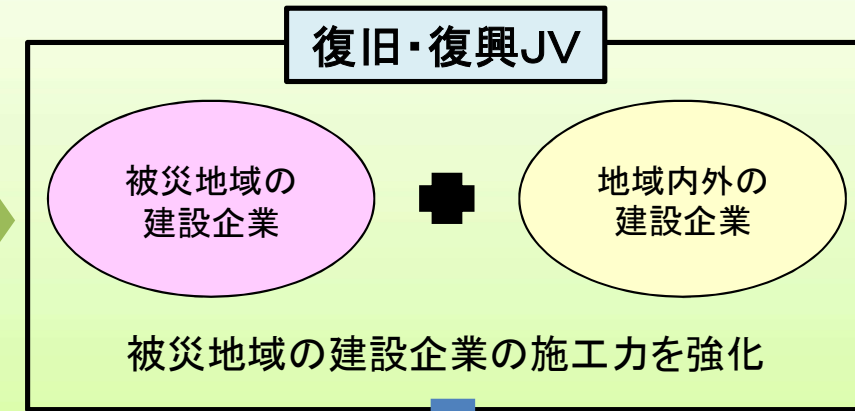
- 災害復旧事業（関連事業等を含む。）の対象工事
- 発災直後の応急対策（災害協定に基づく契約又は指示により実施される工事や、維持管理契約内で指示を受けて対応する工事）

2. JV準則・適正化指針の改正について （復旧・復興JVの位置付け等）

復旧・復興JV（復旧・復興建設工事共同企業体）

被災地域

- ・近年、災害が激甚化・頻発化。大規模災害の被災地域では、平常時と比べて建設工事需要が突発的に著しく大きくなる。
- ・被災地域内の企業単体では施工体制を確保できなくなり、不調・不落の発生率の上昇等により迅速な復旧・復興がなされないおそれ。



復旧・復興JVをJVの類型として位置付け、被災地域における施工体制を確保

復旧・復興JVの主な特徴

① 性格

大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、地域に精通している被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために結成される共同企業体

※ 被災地域内の企業単体のみでは施工体制を確保できない状況にある期間において活用

② 工事の種類・規模

大規模災害^(※1)からの復旧・復興工事とし、大規模な工事と技術的難度の高い工事^(※2)をのぞく

※1 激甚災害として指定された災害その他の特に激甚な災害

※2 WTO対象工事及び特定JV対象工事

③ 構成員の組合せ

同程度の施工能力を有する者の組合せとし、被災地域の地元の建設企業を少なくとも一社含む

④ 共同施工（甲型）の技術者要件

工事規模に見合った施工能力を有する構成員が技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の技術者は兼任可

⑤ 代表者

原則として、地元の建設企業

適正化指針とは

入契法[※]に基づき、国交大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務を負う。
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表。
- 国交大臣及び財務大臣は各省各庁の長等に対し、国交大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請。

※ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- i) 激甚化・頻発化する災害への対応力の強化が急務。また、建設発生土の適正処理を推進する必要。
- ii) 資材等の価格高騰への対応のため、公共工事の受発注者間の価格転嫁を適切に行う必要。
- iii) そのほか、公共工事の円滑な施工の確保や担い手の中長期的な育成・確保、処遇改善のため、ダンピング対策等の入札・契約適正化の取組を一層徹底する必要。

変更のポイント

I. 復旧・復興JV、建設発生土の適正処理

- 大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図るため、共同企業体の類型として復旧・復興JVを追記
- 建設発生土の適正処理の推進のため、
 - ・ 予定価格の設定に当たり適正な積算を行うべきものの例示に建設発生土等の運搬・処分等に要する費用を明記
 - ・ 設計図書に明示するなどして関係者間で共有すべき情報の例示に建設発生土の搬出先に関する情報を明記

II. 適切な契約変更

- 契約変更の必要性が生じうる事情の例示に資材等の価格の著しい変動、納期遅れ等を明記

III. その他

- ダンピング対策の理由として、公共工事を実施する者の適正な利潤の確保について追記
- ダンピング対策の徹底を図るため、低入札価格調査基準等を適正な水準で設定することについて追記
- 技能労働者の育成及び確保に資する労働環境の整備を図るため、国・発注者によるCCUS活用促進の取組について追記 5

3. 経営事項審査の改正について

改正の視点

建設業における①担い手の育成・確保、②災害対応力の強化、③環境への配慮を推進するため、これらに向けた建設企業の努力を適正に評価、後押しすることを検討したい。

① 担い手の育成・確保

- 建設工事の担い手の育成・確保の重要性は、元請下請を問わず、建設業界における共通認識。
 - 現行経審では、自社で雇用する技術者及び技能者の育成・確保の状況は評価しているが、下請負人に雇用される者の処遇改善に係る取組に、特段の加点措置はない。
 - また、建設業の働き方改革を推進する上で、ワークライフバランス(WLB)の視点も重要であるが、この点についても評価項目は存在しない。
- OCCUSは、下請負人に雇用される者も含め、広く技能労働者の処遇改善のための取組であり、その取組状況を経営事項審査において適切に評価すべきではないか。
- また、WLBに関する取組についても、担い手の育成・確保に資するものであり、評価すべきではないか。

② 災害対応力の強化

- 現在は地域防災への備えの観点から、災害時の復旧対応に使用され、かつ定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な6種類の建設機械の保有状況の評価しているところであるが、この他に実際の現場で活躍している建設機械も存在するとの声。
- 建設業者の地域防災に関する対応力をより積極的かつきめ細かく評価するため、加点対象とする建設機械の種類拡大を検討してはどうか。

③ 環境への配慮

- 環境への配慮に関する取組としては、ISO14001の認証について評価しているが、脱炭素に向けた動きが加速している中、建設企業においても、脱炭素を含めて、環境問題への取組が改めて求められているところ。
- 脱炭素を含め、環境問題への取組を適切に評価する観点から、ISO14001に限らず、環境への配慮に関する認証等を取得している場合には加点点評価してはどうか。

令和4年8月：公布予定
令和5年1月：施行予定
建設業法施行規則等改正

- 内閣府の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)が令和4年3月30日付けで一部改正され、新たな認定制度である「トライくるみん」が配点例に追加された。

- **経営事項審査においても、「トライくるみん」認定を加点要件として追加し、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価することとする。**

認定の区分		内閣府の示した 配点割合	経審上の 配点
女性活躍推進法に 基づく認定	プラチナえるぼし	5	5
	えるぼし(3段階目)	4	4
	えるぼし(2段階目)	3	3
	えるぼし(1段階目)	2	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5	5
	くるみん	3	3
	トライくるみん	3	3
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール)		4	4

(参考)次世代法に基づく認定基準の主な改正点

- ・プラチナくるみん認定 男性の育児休業等取得率が「13%以上」から「30%以上」に変更
- ・くるみん認定 男性の育児休業等取得率が「7%以上」から「10%以上」に変更

・**トライくるみん認定(新設)** 令和4年3月31日以前のくるみん認定の認定基準と同様(男性の育児休業等取得率が「7%以上」)

- 令和4年3月14日開催中央建設業審議会においては、『「全ての」建設工事(元請工事に限る。)又は「全ての」公共工事(元請工事に限る。)に対して、CCUS上での現場登録及びカードリーダー設置等の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を講じていること』を加点要件と示していた。
- 他方で、**①極めて工期が短く、施工体制の登録に必要な時間的猶予がない少額工事**や**②緊急性を要する災害応急工事等**において、カードリーダーの設置等就業履歴の蓄積のために必要な措置を実施することは、過度な負担を強いる懸念があるため、審査対象外として取り扱うこととする。

要件	評点
審査基準日以前1年以内に施工した元請工事のうち 全ての建設工事(軽微な工事及び災害応急工事等を除く) において、CCUS上での現場登録及びカードリーダーの設置等の技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していること(事後登録を含む)	15
審査基準日以前1年以内に施工した元請工事のうち 全ての公共工事(軽微な工事及び災害応急工事等を除く) において、CCUS上での現場登録及びカードリーダーの設置等の技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していること(事後登録を含む)	10
審査対象外とする建設工事 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法上許可不要となる軽微な工事 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事) 建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事 ・災害応急対策等に関する工事 発生直後の応急対策であって、災害協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事等 	

- **公布の日(令和4年8月予定)以降に開始する事業年度から審査対象の期間として運用することとする。**

(仮に、令和5年1月の施行予定日以降の申請より直ちに新基準を適用とした場合、令和3年度中から加点要件を満たしておく必要があるため)

* なお、運用上は、上表の要件に該当する旨の誓約書の提出と抽出調査等による確認をもって加点することとする予定。
(虚偽の申請により得た評点を公共発注者に提出し、当該結果が資格審査に用いられたことが明らかになった場合、建設業法第28条に基づく営業停止処分等に該当するおそれ)

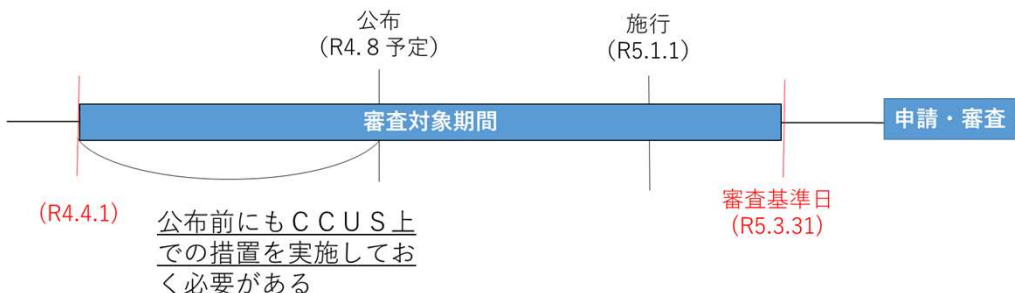
- 現行のその他(社会性等)(W)の評点は、以下の式にて算出される。

$$(W1 \sim W10 \text{ までの合計点数}) \times \frac{1,900}{200}$$

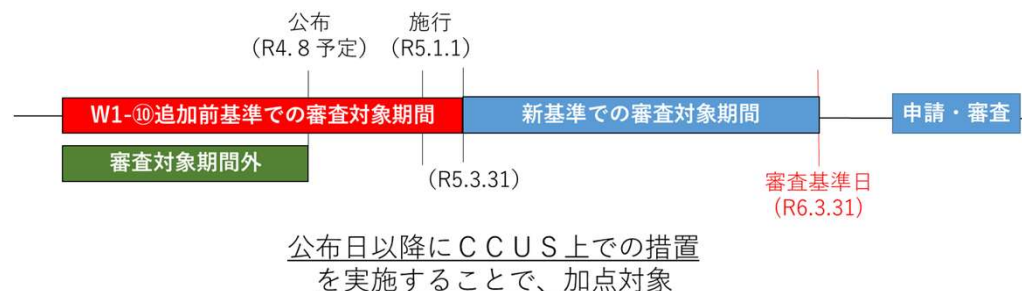
- 施行日(R5.1)以降、W1-⑨「WLBに関する取組」が追加されるものの、評点は最大5点であり、P点に占めるウェイトの増加は軽微であるため、現行の算式を維持する。
- **W1-⑩「技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(CCUSの導入状況)」による審査が追加されると、P点に占めるW点のウェイトが大きく増加するため、各項目間のバランスを維持すべく、係数を $\frac{1,750}{200}$ に変更することとする。**

現行	施行日(令和5年1月)以降 ※WLBに関する取組(最大5点)が審査項目に追加	CCUSの導入状況の審査項目追加後 ※CCUS導入に関する取組(最大15点)が審査項目に追加
$\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.32%)	$\frac{1,900}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.59%)	$\frac{1,750}{200}$ (P点に占めるウェイト: 14.40%) ※現行を維持した場合のウェイト: 15.44%

【施行日から適用した場合】(3月決算)



【審査項目追加日(申請日)から適用した場合】(3月決算)



経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

【現行】

【改正(案)】

(改正公布 **R4.8** 施行R5.1を予定)

項目	評点(最大)
W1 労働福祉の状況	(45)
①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40
④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法定外労災制度の加入状況	15
W2 建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令遵守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (災害復旧工事で活用される代表的な6機種について加点)	15
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)
①ISO9001	5
②ISO14001	5
W9 若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
W10 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
合計(最高点)	217

項目	評点(最大)
W1 建設業の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	(77)
①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40
④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法定外労災制度の加入状況	15
⑦若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
⑨WLBに関する取組の状況	5
⑩技能労働者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 (CCUSの導入状況)	15
建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令遵守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (既存の6機種の外に加点対象を拡大)	15
W8 国際標準化機構又は国が定めた規格による登録又は認証の状況	(10)
①品質管理に関する取組 (ISO9001)	5
②環境配慮に関する取組 (ISO14001、 エコアクション21)	5
合計(最高点)	237

担い手確保に関する取組の状況に再編

新設

拡大

追加

Wの素点が大きく増加することから、総合評定値P点への換算式を変更。